

令和元年5月30日

新潟市議会議長 佐藤 豊美 様

会 派 名 無 所 属

議 員 名 古 泉 幸 一



平成31年度政務活動費収支報告書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に基づき、平成31年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収 入 (単位 円)

	金 額	備 考
政務活動費	120,000	@120,000×1月

2 支 出 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
人 件 費	35,000	別紙のとおり
事 務 所 費	11,340	別紙のとおり
合 計	46,340	

3 残 額 73,660円

支出伝票一覧表

会派名	無所属		議員名	古泉幸一	
支出年度	平成31年度	支出項目	人件費	No.1	
整理番号	支出年月日	支出内容		支出金額(円)	備考
1	H31.4.26	4月分給料		35,000	政務活動補助
合計				35,000	

政務活動費 (人件費) 勤務実績表 (平成 31 年 4 月分)

会 派 名		保守市民クラブ		議 員 名	古泉 幸一
政務活動補助 職員氏名					
政務活動従事割合 (B) / (A)				50/100 (50%)	
日	曜日	総従事時間 (A)	内、政務活動 従事時間 (B)	政務活動従事内容	
1	月	5	1	福祉に関する聞き取り補助	
2	火	5	1	道路補修に関する聞き取り補助	
3	水	5	0		
4	木	5	3	地域要望聞き取り補助	
5	金	5	3	道路補修に関する資料収集	
6	土	0	0		
7	日	0	0		
8	月	5	3	調査資料作成	
9	火	5	3	市民生活相談聞き取り補助	
10	水	5	3	地域要望聞き取り補助	
11	木	5	3	調査資料作成	
12	金	5	3	調査資料作成	
13	土	0	0		
14	日	0	0		
15	月	5	3	地域コミュニティ協議会からの要望聞き取り	
16	火	5	3	調査資料作成	
17	水	5	2	スポーツクラブ要望聞き取り補助	
18	木	5	3	市政報告会打ち合わせ会議	
19	金	5	3	市政報告会案内作り	
20	土	0	0		
21	日	0	0		
22	月	5	2	市政報告会案内作り	
23	火	5	3	市政報告会案内作り	
24	水	5	3	地域からの要望聞き取り補助	
25	木	5	2	老人会からの聞き取り 市政報告会案内作り	
26	金	5	3	市政報告案内作り	
27	土	0	0		
28	日	0	0		
29	月	0	0		
30	火	0	0		
計		100	50		

支出伝票一覧表

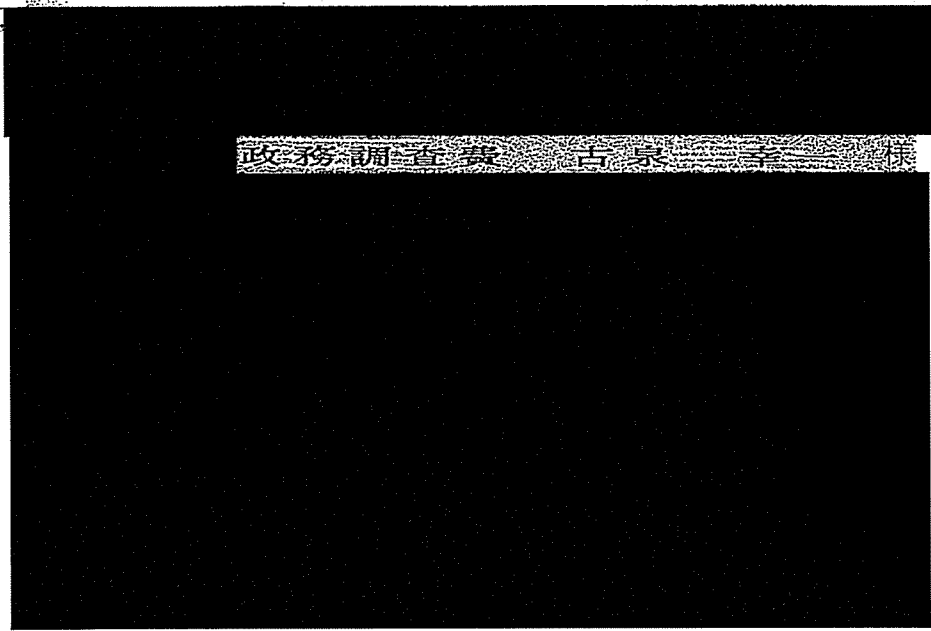
会派名	無所属		議員名	古泉幸一
支出年度	平成31年度	支出項目	事務所費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
1	H31.4.15	パソコンリース料	3,348	22680円の内6696円
2	H31.4.15	コピー機リース料	7,992	22680円の内15984円
		小計	11,340	
		合計	11,340	

支 出 伝 票

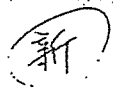
会 派 名	保守市民クラブ	議員名	古泉幸一																		
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	/																		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費																				
実施年月日	平成31年3月27日 から 平成31年4月26日																				
支出年月日	平成31年4月15日																				
支 出 金 額	3,348 円																				
支 出 先	第四リース(株)																				
使 途 内 容	パソコンリース料																				
備 考	22680円の内6696円 6,696 円 × 1/2 = 3,348 円																				
領収書貼付欄		(事務所費)																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">普通預金-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年 月 日</th> <th style="width: 15%;">記号</th> <th style="width: 20%;">お支払い金額(円)</th> <th style="width: 20%;">お預り金額(円)</th> <th style="width: 20%;">差引残高(円)</th> <th style="width: 15%;">備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10 31-04-15</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: right;">*22,680</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">ダ イ リ ー ス</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>				年 月 日	記号	お支払い金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	備	10 31-04-15	100	*22,680			ダ イ リ ー ス	12					
年 月 日	記号	お支払い金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	備																
10 31-04-15	100	*22,680			ダ イ リ ー ス																
12																					

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。



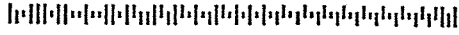
950-0143
新潟県新潟市江南区
元町3-3-5



お支払予定表(兼請求書)

作成日 2018年 7月 2日
〒950-0084
新潟市中央区明石2丁目2番10号

古泉 幸一 様



営業1部
担当者名 [Redacted]
TEL 025-243-3636

お客様番号	[Redacted]
契約番号	リース
物件名	デスクトップPC:Make ML PC-MK34
契約日	2018年 6月 27日
契約期間	2018年 6月 27日から 2020年 6月 26日まで 24ヶ月

ご請求先番号	[Redacted]
お支払方法	口座振替
請求書到着予定日	*****
引落	金融機関
	支店
	口座

ご契約金額	148,800	消費税額等総額	11,904
ご請求金額	リース料等総額	内:前払リース料	内:頭金
内訳	148,800	0	0

頁 1 / 1 (0.000.14)

お支払回数	お支払予定日	リース料等(1)	消費税額等(2)	消費税率	お支払金額(1+2)	リース料等残高	摘要
1	2018/7/15	62,000	4,968	8%	66,968	86,800	
[Redacted]							
合計		148,800	11,904		160,704		

(説明とお願い)

1. 消費税額等は、消費税と地方消費税の額の合計額です。
2. 消費税額等は、現行の税率により計算されております。今後、上記契約のリース料に適用される税率が変更された場合、変更後の税率により計算された消費税額等の金額をお支払いいただきます。
3. 「リース料等残高」には「前払リース料」「頭金」は含まれておりますが、「消費税額等」は含まれておりません。
4. 「前払リース料」「頭金」は第三回目の支払と同時に支払いただきます。
5. 「ご請求先番号」は、お客様の請求先住所、会社名、担当部署を示す固有番号です。
6. 「お支払方法」と異なる場合につきましては、摘要欄にお支払頂く方法を明示しております。
7. ご不明な点は、振込担当者までご連絡下さい。

リース契約書

(新)

契約No. [Redacted]
 契約日 2018年 6月 27日

賃借人(乙)
 住所 新潟県新潟市江南区元町
 3丁目3-5

貸与人(甲)
 住所 新潟県新潟市中央区明石2丁目2番10号

氏名 古泉 幸一 [Redacted]

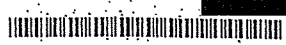
第四リース株式会社
 氏名 代表取締役 桐山 晃 [Redacted]

連帯保証人
 住所
 氏名

上記の者は下記のとおり契約し、乙及び連帯保証人は裏面特約欄記載の「個人情報の利用に関する同意条項」を合わせて承諾します。この契約の成立を証するため本書を当事者数作成し、甲、乙、連帯保証人が各1通を保有します。(別表1)

①代表物件名 (第1条)	デスクトップPC/Mate ML PC-MK34 1式 (物件の売主、物件名及び物件の引渡・使用場所は別表2記載のとおり)		
②リース期間 (第4条)	24ヵ月 (24回払。ただし、リース物件検収完了証記載の検収完了日を始期とします。)		
③リース料及び その支払方法 (第5条・第12条)	第1回	リース料 ¥6,200.-	第1回 消費税額等 ¥496.-
	第2回以降	以降リース料 ¥6,200.-	以降消費税額等 ¥496.-
	お支払消費税額等総額(除く前払分)		¥11,904.-
支払日及び支払方法: 第1回 支払日: リース物件検収完了証交付日の1ヵ月後の13日 支払方法: 乙指定の乙名義の預金口座より口座振替 第2回以降 支払日: 1ヵ月毎の13日 支払方法: 乙指定の乙名義の預金口座より口座振替			
④前払リース料 (第6条・第12条)	前払リース料 *****	消費税額等 *****	合計 *****
(最終月から遡って *****ヵ月分のリース料及び消費税額等に、その支払日が到来する都度充当されます。) 支払日:			
⑤保 険 (第14条)	動産総合保険 (ただし、地震、乙の故意または重大な過失、その他保険約款に定める免責条項に起因する損害については、担保しません。) 被 保 険 者: 甲		
⑥損 害 賠 償 金 (第17条)	規定損害金相当額。なお、損害賠償金には、別途消費税額等が加算されます。		
⑦規 定 損 害 金 (第19条)	基 本 額: ¥163,300.- 1ヵ月毎の通減額: 第 1回から 第 24回まで ¥5,916.- 第 ***回から 第 ***回まで ***** (規定損害金には、別途消費税額等が加算されます。)		
⑧遅 延 損 害 金 (第20条)	年 14.00 % (1年に満たない端数期間については、365日の日割計算とします。)		

--	--	--	--



6. 経営が悪化し、若しくはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき、

7. 連帯保証人が第3号から第5号までの一つにでも該当した場合において、甲が相当と認める保証人を追加しなかったとき、

8. この契約に基づく債務が否にかかわらず、甲に対する債務の履行を遅延したとき、

9. 甲以外の債権者に対して債務の履行を遅延したとき、

10. 乙または連帯保証人が、第25条第1項に定める暴力団員等若しくは第25条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第25条第2項各号のいずれかに該当する行為を、または第25条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、甲との取引を継続することが不適切である場合、

② 乙が、前項各号の一つにでも該当したときは、甲は、催告を要しなくても通知のみで、この契約を解除することができます。

③ 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は第22条第1項の規定に基づき、直ちに物件を甲に返還するとともに、併せて別表1①記載の規定損害金を甲に支払います。

④ 第1項第10号に該当したことに伴い、第1項若しくは第2項及び第3項の規定が適用され、乙または連帯保証人に損害が生じた場合にも、乙及び連帯保証人は甲になんらの請求をしません。また、甲に損害が生じたときは、乙及び連帯保証人がその責任を負います。

第20条（遅延損害金）
乙は、第5条のリース料、その他この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、または甲が乙のために費用を立替払いした場合の立替金償還を怠ったとき、または甲が乙の支払うべき金額に立替払日または立替払日の翌日からその完了に至るまで、別表1①記載の割合による遅延損害金を甲に支払います。

第21条（再リース）
乙は、リース期間満了後、この契約を更に1年間更新（再リース）するか、または終了するか選択できるものとし、この契約を終了するときは、リース期間満了日の2カ月前までに甲に対し書面での申し出をします。この申し出がない限り、この契約と同一条件で自動的に1年間再リースされるものとし、乙は甲からの請求により再リース料を甲に支払います。
ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、乙は第22条の規定に従い、物件を甲に返還します。
以後再リース期間満了毎に同様とします。

第22条（物件の返還及び清算）
① この契約がリース期間の満了または解除により終了したとき、乙は、物件の通常の損耗及び第8条第3項によって甲が認めたものを除き、直ちに乙の負担で物件を原状に回復（リース期間中に付加したコンピュータデータ等の情報の消滅も含む）したうえで、乙の負担で甲の指定する場所に返還します。
② 物件の返還が遅延した場合に、甲から要求があったときは、乙は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額（リース満了後については再リース料相当額）の損害金を甲に支払うとともに、この契約の定めに従います。
③ 乙が物件の返還を遅延した場合において、甲または甲の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、乙は、これを妨害したり、拒んだりしません。
④ リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ、第19条第3項の規定損害金が支払われたときは、その金額を限度として、甲の選択により物件を相当の基準に従って甲が評価した金額または相当の基準に従って処分した金額から、その評価または処分によって生じた一切の費用、及び甲が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価額を差引いた金額を乙に返還します。

第23条（連帯保証人）
① 連帯保証人は、この契約及び第21条の延長後のリース契約に基づく乙の甲に対する一切の債務を保証し、乙と連帯して、債務履行の責任を負います。
② 連帯保証人がこの契約による債務の一部を弁済したときは、連帯保証人は甲の書面による事前の承諾を得たときに限り代位権を行使できます。
③ 連帯保証人は、甲がその都合によって他の保証または担保を変更若しくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。

第24条（弁済の充当）
この契約に基づく乙の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、甲は、甲が相当と認める順序及び方法により充当することができ、乙は、その充当に対して異議を述べません。

第25条（確約事項）
① 乙は、乙または連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
5. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
② 乙は、乙または連帯保証人が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにでも該当する行為を行わないことを確約します。
1. 暴力的な要求行為。
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為。
5. その他前各号に準ずる行為。

第26条（特約）
① 別表3記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。
② この契約と異なる合意は、別表3に記載するか、別に書面で甲と乙が合意しなければ効力はないものとします。

第27条（合意管轄）
甲、乙及び連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の本店または支店を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

第28条（通知の効力）
第19条の通知その他この契約書に関し甲が乙または連帯保証人に対して発した書面であって、この契約書記載または第11条により通知を受けた乙または連帯保証人の住所あてに差し出された書面は、通常到達すべきときに到達したものとみなし、乙は不審または延滞によって生じた損害または不利益を甲に対して主張することはできません。

第29条（公正証書）
乙及び連帯保証人は、甲から請求があったときは、乙の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

(別表3)

特約

個人情報の利用に関する同意条項

1. 乙及び連帯保証人（以下総称して「契約者」という。）は、甲が次項記載の目的のために次の個人情報を利用することに同意します。
- ① この契約書に契約者が記載した契約者の氏名、住所、電話番号等の情報（この契約の締結後に甲が契約者から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む）、及び官報等記載の公開情報。
 - ② この契約に関する契約日、物件引渡日、振替口座等その他この契約書に記載されている契約内容情報、返済状況、その他の取引情報。
 - ③ 契約者が提示もしくは提出した公的証明書の記載内容情報。
 - ④ 債権管理のため甲が住民票の写し等を取得した場合にはその際に収集した情報。
 - ⑤ 契約者が提出した決算書、税務申告書等の与信判断及び債権管理に関する資料の記載内容情報。
2. 甲は、前項の個人情報を次の目的に利用します。
- ① この契約や法律に基づく甲の権利の行使や義務の履行のため前項①から⑤の個人情報。
 - ② この契約を含む契約者との取引の与信判断及び与信後の管理に利用するため前項①から⑤の個人情報。
 - ③ 債権管理回収業に関する特別措置法に基づき甲の選定した債権回収会社にこの契約に関する債権回収の委託（債権譲渡を含む）をするため前項①から⑤の個人情報。
 - ④ 市場調査、並びにデータ分析やアンケート調査の実施等による商品・サービス等の開発に利用するため前項①②の個人情報。
 - ⑤ 甲及び甲のグループ各社（第四銀行および第四銀行のホームページにある「関連会社」の欄に記載された会社をいう）を共同利用者として、商品・サービス等に関する案内に利用するため前項①の個人情報。
 - ⑥ その他、この契約を含む契約者との取引を適切かつ円滑に履行するため前項①から⑤の個人情報。

以下余白

新

内容変更承諾依頼書

2018年6月27日

第四リース株式会社 御中

貸借人 住所 新潟市江南区元町3-5-1
 氏名 古泉 幸一
 連帯保証人 住所
 氏名

貴社と2018年6月27日付で締結したリース契約書（契約No. []）の約定に関し、下記の内容変更をご承諾下さるようお願い申し上げます。また、貸借人及び連帯保証人は「個人情報の利用に関する同意条項」をあわせて承諾します。

記

（変更事項）

1. 物件設置場所	
変更前	新潟県新潟市江南区元町3-5-1 古泉 幸一後援会事務所
変更後	新潟県新潟市江南区元町3-5-1 古泉 幸一事務所

（個人情報の利用に関する同意条項）

- 貸借人及び連帯保証人（以下総称して「契約者」という。）は、貴社（以下「貸借人」という。）が次項記載の目的のために次の個人情報を利用することに同意します。
 - この依頼書に契約者が記載した契約者の氏名、住所、電話番号等の情報（この依頼書による依頼後に貸借人が契約者から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む）、及び官報等記載の公開情報。
 - 上記のリース契約またはプログラム・プロダクトリース契約（以下「原契約」という。）に関する契約日、物件引渡日、振替口座等その他原契約書並びにこの依頼書に記載されている契約内容情報、返済状況、その他の取引情報。
 - 契約者が提示もしくは提出した公的証明書の記載内容情報。
 - 債権管理のため貸借人が住民票の写し等を取得した場合にはその際に収集した情報。
 - 契約者が提出した決算書、税務申告書等の与信判断及び債権管理に関する資料の記載内容情報。
- 貸借人は、前項の個人情報を次の目的に利用します。
 - 原契約及びこの依頼書や法律に基づく貸借人の権利の行使や義務の履行のため前項①から⑤の個人情報。
 - 原契約及びこの依頼書を含む契約者との取引の与信判断及び与信後の管理に利用するため前項①から⑤の個人情報。
 - 債権管理回収業に関する特別措置法に基づき貸借人の選定した債権回収会社に原契約及びこの依頼書に関する債権回収の委託（債権譲渡を含む）をするため前項①から⑤の個人情報。
 - 市場調査、並びにデータ分析やアンケート調査の実施等による商品・サービス等の開発に利用するため前項①②の個人情報。
 - 貸借人及び貸借人のグループ各社（第四銀行および第四銀行のホームページにある「関連会社」の欄に記載された会社をいう）を共同利用者として、商品・サービス等に関する案内に利用するため前項①の個人情報。
 - その他、原契約及びこの依頼書を含む契約者との取引を適切かつ円滑に履行するため前項①から⑤の個人情報。

上記内容変更を承諾致しました。

2018年6月27日

新潟市中央区明石2丁目2番10号

第四リース株式会社

代表取締役 桐山 晃

事 務 所 台 帳

会派名	保守市民クラブ	議員名	古泉 幸一
事務所名	所在地・電話番号		延べ床面積 (㎡)
古泉幸一事務所	新潟市江南区元町3丁目5-1 電話 (025) 383-3611		29㎡
設置年月日	平成27年 5月 2日		

様式13(議員用)

政務活動費(事務所費)使用実績表(平成31年3月分)

会派名	保守市民クラブ		議員名	古泉 幸一
事務所名	古泉幸一事務所		事務所所在地	新潟市江南区元町3-5-1
政務活動使用割合 (B) / (A)			31/60 (51%)	
日	曜日	総使用時間 (A)	内、政務活動 使用時間 (B)	政務活動使用内容
1	金	3	2	行政相談対応
2	土	0	0	
3	日	0	0	
4	月	3	1	資料作成
5	火	3	2	資料作成
6	水	3	2	ミニ集会用会議
7	木	3	2	地域要望聞き取り
8	金	3	2	行政相談対応
9	土	0	0	
10	日	0	0	
11	月	3	1	調査資料作成
12	火	3	2	行政相談対応
13	水	3	1	行政相談対応
14	木	3	1	行政相談対応
15	金	3	2	資料作成
16	土	0	0	
17	日	0	0	
18	月	3	1	行政相談対応
19	火	3	2	行政相談対応
20	水	3	1	行政相談対応
21	木	0	0	
22	金	3	2	調査資料作成
23	土	0	0	
24	日	0	0	
25	月	3	1	行政相談対応
26	火	3	1	行政相談対応
27	水	3	2	行政相談対応
28	木	3	1	調査資料作成
29	金	3	2	調査資料作成
30	土	0	0	
31	日	0	0	
計		60	31	

様式13 (議員用)

政務活動費（事務所費）使用実績表（平成 31 年 4 月分）

会 派 名	保守市民クラブ		議 員 名	古泉 幸一
事 務 所 名	古泉幸一事務所		事務所所在地	新潟市江南区元町 3-5-1
政務活動使用割合 (B) / (A)			55 / 100 (55%)	
日	曜日	総使用時間 (A)	内、政務活動 使用時間 (B)	政務活動使用内容
1	月	5	1	福祉に関する聞き取り
2	火	5	1	道路補修に関する聞き取り
3	水	5	2	行政相談
4	木	5	3	地域要望聞き取り
5	金	5	3	調査資料作成
6	土	0	0	
7	日	0	0	
8	月	5	3	調査資料作成
9	火	5	3	市民生活相談聞き取り
10	水	5	4	地域要望聞き取り
11	木	5	4	調査資料作成
12	金	5	4	調査資料作成
13	土	0	0	
14	日	0	0	
15	月	5	3	地域コミュニティ協議会からの要望聞き取り
16	火	5	3	調査資料作成
17	水	5	2	スポーツクラブ要望聞き取り
18	木	5	3	市政報告会打ち合わせ会議
19	金	5	3	市政報告会案内作り
20	土	0	0	
21	日	0	0	
22	月	5	2	市政報告会案内作り 地域からの要望聞き取り
23	火	5	3	市政報告会案内作り
24	水	5	3	地域からの要望聞き取り
25	木	5	2	老人会からの聞き取り 市政報告会案内作り
26	金	5	3	市政報告会案内作り
27	土	0	0	
28	日	0	0	
29	月	0	0	
30	火	0	0	
計		100	55	

支出伝票

会 派 名	保守市民クラブ	議 員 名	古泉幸一
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	2
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	平成31年3月25日 から 平成31年4月24日		
支出年月日	平成31年4月15日		
支 出 金 額	7,992 円		
支 出 先	第四リース(株)		
使 途 内 容	コピー機リース料		
備 考	22680円の内15984円 15,984 円 × 1/2 = 7,992 円		
領収書貼付欄			(事務所費)
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">普通預金-2</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"> 年 月 日 記号 お支払い金額(円) お預り金額(円) 差引残高(円) 備 </div> <div style="background-color: black; height: 150px; width: 100%; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"> 10 31-04-15 100 *22,680 7thリース </div> </div>			

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

950-0143
新潟県新潟市江南区
元町3-3-5

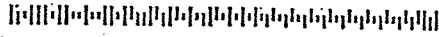
お支払予定表(兼請求書)

作成日 2017年 4月 25日
〒950-0084
新潟市中央区明石2丁目2番10号



営業1部
担当者名
TEL 025-243-3636

古泉 幸一 様



お客様番号	
契約番号	リース
物件名	複合機 bizhub C258
契約日	2017年 4月 25日
契約期間	2017年 4月 25日から 2022年 4月 24日まで 60ヵ月

ご請求先番号	
お支払方法	口座振替
請求書到着予定日	*****
金融機関	
別荘	
支店	
口座	*****

ご契約金額	88800.0	消費税額等総額	7104.0
ご請求金額	リース料等総額	内 前払リース料	内 頭金
内訳	88800.0	0	0

お支払回数	お支払予定日	リース料等	消費税額等	消費税	お支払金額	リース料等残高	摘要
	年 月 日	(1)	(2)		(1+2)		

2419	415	14800	1184.80	15984	532800		
合計							

(説明とお願い)

- 消費税額等は、消費税と地方消費税の額の合計額です。
- 消費税額等は、現行の税率により計算されております。今後、上記契約のリース料に適用される税率が変更された場合、変更後の税率によって計算された消費税額等の金額をお支払いただきます。
- 「リース料等残高」には「前払リース料」「頭金」は含まれておりますが、「消費税額等」は含まれておりません。
- 「前払リース料」「頭金」は第一回目の支払と同時にお支払いいただきます。
- 「ご請求先番号」は、お客様の請求先住所・会社名・担当部署を示す固有番号です。
- 「お支払方法」と異なる場合につきましては、摘要欄にお支払頂く方法を明示しております。
- ご不明な点は、書記担当者までご連絡下さい。

裏面に続く

お支払予定表 (兼請求書)

契約番号

頁 2 / 2 (000026)

お支払回数	お支払予定日 年 月 日	リース料等 (1)	消費税額等 (2)	消費税 税率	お支払金額 (1+2)	リース料等残高	摘要
[Redacted Content]							
合 計		8,800.00	710.40		9,510.40		

リース契約書

契約No. [REDACTED]

契約日 2017年 4月 25日

貸借人 (乙)
住所 新潟市江南区元町3-3-5

賃貸人 (甲)
住所 新潟県新潟市中央区明石2丁目2番10号

氏名 古泉 幸一

第四リース株式会社
氏名 代表取締役 桐山 晃

連帯保証人
住所

氏名

[REDACTED]

上記の者は下記のとおり契約し、乙及び連帯保証人は裏面特約欄記載の「個人情報の利用に関する同意条項」をあわせて承諾します。この契約の成立を証するため本書を当事者数作成し、甲、乙、連帯保証人が各1通を保有します。 (別表1)

①代表物件名 (第1条)	複合機 bizhub C258 1式 (物件の売主、物件名及び物件の引渡・使用場所は別表2記載のとおり)		
②リース期間 (第4条)	60 ヵ月 (60 回払。ただし、リース物件検収完了証記載の検収完了日を始期とします。)		
③リース料及び その支払方法 (第5条・第12条)	第1回 リース料	第1回 消費税額等	第1回 合計額
	¥14,800.-	¥1,184.-	¥15,984.-
	第2回以降リース料	第2回以降消費税額等	第2回以降各回合計額
	¥14,800.-	¥1,184.-	¥15,984.-
お支払消費税額等総額 (除く前払分)		¥71,040.-	
支払日及び支払方法: 第1回・・・支払日: リース物件検収完了証交付日の1ヵ月後の13日 支払方法: 乙指定の乙名義の預金口座より口座振替 第2回以降・・・支払日: 1ヵ月毎の13日 支払方法: 乙指定の乙名義の預金口座より口座振替			
④前払リース料 (第6条・第12条)	前払リース料 ****	消費税額等 ****	合計 ****
(最終月から遡って *** ヵ月分のリース料及び消費税額等に、その支払日が到来する都度充当されます。) 支払日:			
⑤保 険 (第14条)	動産 総合 保険 (ただし、地震、乙の故意または重大な過失、その他保険約款に定める免責条項に起因する損害については、担保しません。) 被 保 険 者: 甲		
⑥損害賠償金 (第17条)	規定損害金相当額。なお、損害賠償金には、別途消費税額等が加算されます。		
⑦規定損害金 (第19条)	基 本 額: 1ヵ月毎の遡減額: 第 1回から 第 60 回まで 第 *** 回から 第 *** 回まで (規定損害金には、別途消費税額等が加算されます。)		¥908,500.- ¥13,166.- ****
⑧遅延損害金 (第20条)	年 14.00 % (1年に満たない端数期間については、365日の日割計算とします。)		

